

借上住宅銀座ウォールビルの供用開始について

👉 中央区借上住宅銀座アイタワーの建替えにより、銀座ウォールビルを中央区借上住宅として供用を開始することに伴い、その名称及び位置とともに、借上住宅の交換に係る取扱い等について定めるほか、規定整備を行う。

1 内容

中央区借上住宅銀座アイタワー（以下「銀座アイタワー」という。）の建物所有者から、銀座アイタワーの建替え及び当該建物所有者が所有する他の建物への移転についての協議依頼に係る文書が、令和5年11月10日に提出された。

本区は、当該協議依頼に基づき、当該建物所有者等と住宅の間取り、設備、賃貸借契約の内容等について協議をした結果、「銀座ウォールビル」を移転先とし、借上住宅と位置付ける。

このため、中央区借上住宅銀座ウォールビル（以下「銀座ウォールビル」という。）の名称及び位置とともに、借上住宅の交換に係る取扱い等について定めるほか、所要の規定整備を行うものである。

2 銀座ウォールビルについて

(1) 名 称

中央区借上住宅銀座ウォールビル（仮称）

(2) 所在地

中央区銀座六丁目13番16号

(3) 構 造

鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地上12階 地下4階 うち住宅部分4・5階

(4) 借上戸数

3戸

(5) 借上料及び共益費

月額 469,784円

※借上料及び共益費は、銀座アイタワー面積単価と同額で算出し、居住者入居後に発生するものとする。

3 改正を要する条例

中央区借上住宅条例(平成 5 年12月1日条例第33号)

4 施行予定日

令和 7 年 1 1 月 1 日

借上住宅の使用許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

5 今後のスケジュール

銀座ウォールビル賃貸借契約

令和 7 年10月中旬

銀座ウォールビル入居者移転期間

令和 7 年11月1日から令和 8 年1月31日まで

6 その他

借上住宅の当初の目的であった定住人口が回復し、住宅供給においても、現在、民間住宅で充足していることから、今後空室が発生した段階で、順次、空室の部分解約を行う。